

侵害コンテンツのダウンロードに 関する主要国の著作権法制について

(※) 外務省を通じて各国大使館等に調査訓令を発して得られた
回答に，事務局で一部必要な情報を追記して作成したもの

侵害コンテンツのダウンロードに関する主要国の著作権法制①

(侵害コンテンツの私的複製を禁止する明文規定を有している国)

- ◆私的使用目的の複製を認める例外規定を有する主要国（カナダ・ドイツ・フランス）においても、侵害コンテンツの私的複製は明文で禁止されている。
- ◆いずれも著作物全般が対象であり、規定上、著作物の一部分の複製などやスクリーンショットも除外されていない。カナダでは罰則はないが、ドイツ・フランスでは、罰則について民事の違法化と比較して特段要件は加重されていない。

		カナダ	ドイツ	フランス
(1) 私的使用目的の複製を認める例外規定		あり		
(2) 例外規定が適用されず違法となる場合	概要	<u>出所が侵害コピーでないことが要件とされている</u>	<u>明らかに違法に製作又は公衆利用可能化された原本が当該複製に利用される場合は違法とされている</u>	<u>適法な出所から行われる複製であることが要件とされている</u>
	対象著作物の種類	全般が対象（二次的著作物も含まれる）		
	対象行為	規定上、限定はされておらず、 <u>通常のコピー・ファイル保存のほか、スクリーンショットなども含まれる（ネット上のコンテンツのダウンロード以外も対象）</u>		
	一部分の複製などの取扱い	規定上、 <u>著作物の一部分の複製などであっても違法となる</u>		
	主観要件	規定上、 <u>ユーザー側の主観的な認識は要件とされていない</u> (※) ドイツでは一般法理上、侵害コピーであることの認識が求められる		
(3) (2)に該当する場合の罰則	罰則の有無	なし	あり	あり
	法定刑	—	3年以下の懲役又は罰金	3年の禁固及び30万ユーロの罰金
(4) 権利行使・摘発事例		把握していない	適用事例あり (民事・刑事両方)	適用事例あり (民事・刑事両方)

(※) その他、国によって私的使用目的の複製を認める例外規定の範囲自体や具体的な規定には差異があるが、スペイン、フィンランド、ハンガリー、スウェーデン、デンマーク及びオーストラリアにおいても、違法配信や違法複製物から許諾を得ずに複製する行為は、例外規定の適用対象範囲から除外されている。スイスでは、先般著作権法改正が行われているが、そこに侵害コンテンツのダウンロードを規制する内容は含まれていない。

侵害コンテンツのダウンロードに関する主要国の著作権法制②

(フェアユースにより対応している国・その他の国)

◆フェアユース規定を有する主要国（アメリカ・韓国・シンガポール・台湾）において、侵害コンテンツのダウンロードがフェアユースに該当すると判断された事例は確認されていない。アメリカ・韓国・台湾においては、侵害コンテンツのダウンロードについてフェアユース該当性が否定された事例が存在する。

◆イギリスにおいては、ソースの適法・違法に関わらず、一般的には私的使用目的での複製は認められていない。

	アメリカ	韓国	シンガポール	台湾	イギリス	
(1) 私的使用目的の複製の取扱い	フェアユース規定により対応				一般的には認められていない	
(2) フェアユースへの該当性を肯定した裁判例	把握事例なし				—	
(3) フェアユースへの該当性を否定した裁判例	ファイル共有ソフトにより、著作権のある楽曲を含むファイルをダウンロードする行為のフェアユース該当性を否定した事例が存在	違法アップロードされた映画ファイルについて、当該ファイルを私的使用目的で複製する行為のフェアユース該当性を否定した裁判例が存在	把握事例なし	ファイル共有ソフトによるダウンロード行為について、娯楽目的の私的利用であつても合理的な使用とは認められないと言及した裁判例が存在	—	
(4) 違法な私的複製に適用され得る罰則	罰則の有無	あり			—	
	要件	180日間に、1つ以上の著作物のコピーを10部以上（総小売価格が2,500ドルを越える場合に限る）複製又は頒布した場合	複製、公演、公衆送信、展示、配布、貸与、二次的著作物を作成する方法により著作財産権等を侵害した場合	重大な著作権侵害をした場合、商業的利益を得ることを目的にしている場合	複製の方法を用いて他人の著作物の財産的権利を無断で侵害した場合	—
	法定刑	3年（再犯の場合は6年）以下の禁固もしくは罰金又はその併科	5年以下の懲役もしくは5千万ウォン以下の罰金又はその併科	6か月（再犯の場合は3年）以下の禁固もしくは2万シンガポールドル（再犯の場合は5万シンガポールドル）以下の罰金又はその併科	3年以下の懲役又は拘禁及び新台幣ドル75万元以下の罰金	—

(※) イギリスでは、2014年10月の著作権法改正により、私的使用目的の複製に係る例外規定（ソースが適法であることをはじめ厳格な要件が課されたもの）が設けられたが、2015年6月及び7月のイギリス高等法院の判決により当該規定は無効とされた（権利者への公正な補償を欠くとの理由）。